

令和5年3月31日
金融庁

「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」（14 資金移動業者関係）の一部改正（案）につきまして、令和5年2月17日（金曜）に公表し、令和5年3月19日（日曜）まで、広く意見の募集を行いました。

その結果、4の個人及び団体より9件のコメントを頂きました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙1を御覧ください。

【改正概要】

厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への賃金支払を可能とする労働基準法施行規則の一部を改正する省令（令和4年11月28日公布）を踏まえた、資金移動業者への監督上の対応

具体的な内容については、別紙2を御参照ください。

改正後の事務ガイドラインについては、令和5年4月1日から適用いたします。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総合政策局 リスク分析総括課 資金決済モニタリング室（内線 2526、2519）

（別紙1）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

（別紙2）事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）の一部改正（新旧対照表）